

# 国民健康保険税率及び賦課限度額の 改正について

—令和6年度 第3回久喜市国民健康保険運営協議会—

令和6年12月18日  
久喜市国民健康保険課

# 1 国民健康保険制度について

- 国民健康保険の制度改革に伴い、国民健康保険は、平成30年4月から都道府県と市町村との共同運営となり、制度を安定的に運営するため、財政運営の責任主体は都道府県となりました。
- 出産育児一時金等の一部を除く保険給付費に必要な費用が県から交付される一方、市町村国保は都道府県から示される国民健康保険事業費納付金を支払います。
- 都道府県は国民健康保険運営方針を策定し、市町村は国民健康保険運営方針に基づいて保険事業を運営しています。

## 2 「第3期 埼玉県国民健康保険運営方針」について

- 令和5年12月25日 策定
- 対象期間 令和6年4月1日から令和12年3月31日までの6年間
- 県内市町村の保険税水準の完全統一に向けて、段階的な進め方が示されています。

### 保険税水準統一の進め方

#### ①納付金ベースの統一（R6年度～）

医療費水準を反映せず、統一基準により納付金を算定します。

#### ②準統一（R9年度～）

収納率格差以外の項目を統一します。

#### ③完全統一（R12年度予定）

収納率格差を反映しない完全統一を実現します。

### 3 久喜市の現況

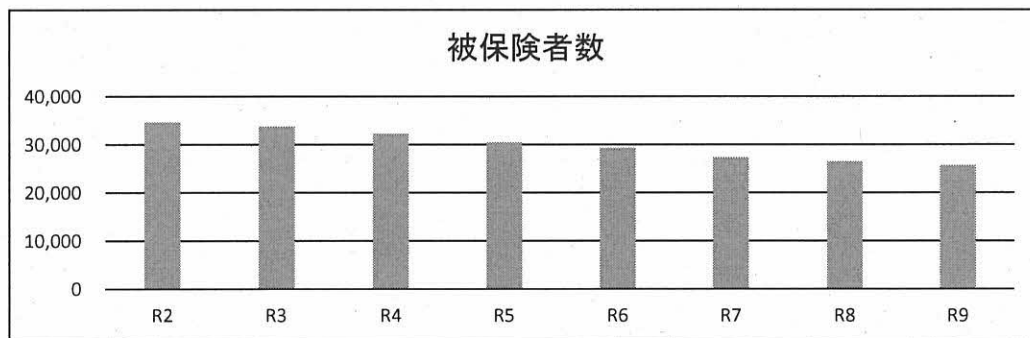
#### (1) 被保険者数の推移

被保険者数は年々減少していますが、令和4年から令和6年にかけて団塊の世代が後期高齢者に移行することや、令和4年10月から社会保険の適用範囲が拡大したことにより、令和7年度納付金(仮算定)の算出における被保険者数について、埼玉県は前年から大幅減の27,339人と推計しています。今後も、被保険者数の減少は続くものと考えられます。

#### ○被保険者数の見込み

(人)

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
被保険者数	34,677	33,803	32,322	30,497	29,376	27,339	26,502	25,691



※R2～R5は年平均、R6は4月1日時点、R7は県の推計

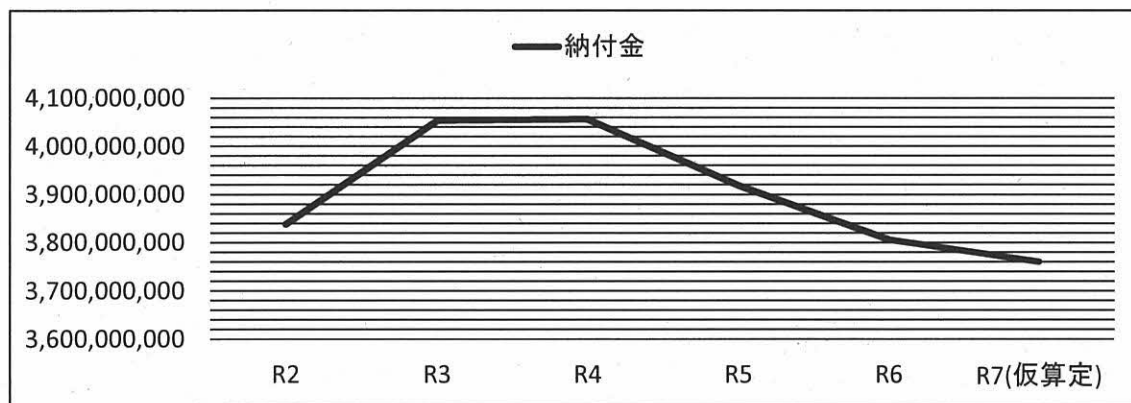
※R8、R9は被保険者数の伸び率の平均と埼玉県運営方針の推計の平均伸び率を用いて算出

## (2) 国民健康保険事業費納付金の推移

埼玉県から示される国民健康保険事業費納付金については、令和3年度に減少傾向から増加に転じた後、令和5年度から減少傾向に転じるなど、その年によって増減しているため、今後の見込みが難しい状況にあります。

(円)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7(仮算定)
納付金	3,837,646,276	4,053,670,336	4,056,223,679	3,918,580,279	3,806,015,530	3,760,005,658
増減	—	216,024,060	2,553,343	▲137,643,400	▲112,564,749	▲46,009,872

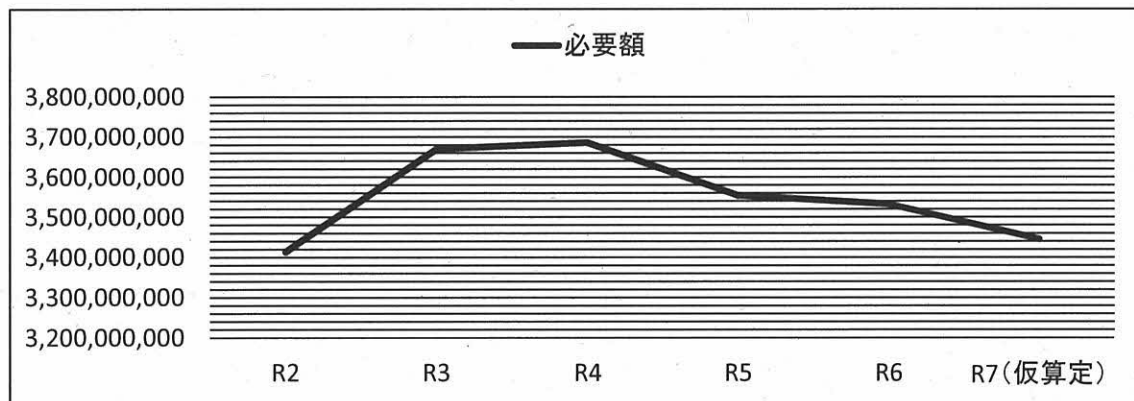


### (3) 保険税必要額の推移

国民健康保険事業費納付金を納付するために必要な保険税額として、埼玉県から示されるものです。納付金に連動して、年度により増減しています。

(円)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7(仮算定)
必要額	3,413,273,280	3,669,908,725	3,685,302,912	3,553,609,890	3,532,573,477	3,445,130,307
増減	—	256,635,445	15,394,187	▲131,693,022	▲21,036,413	▲87,443,170

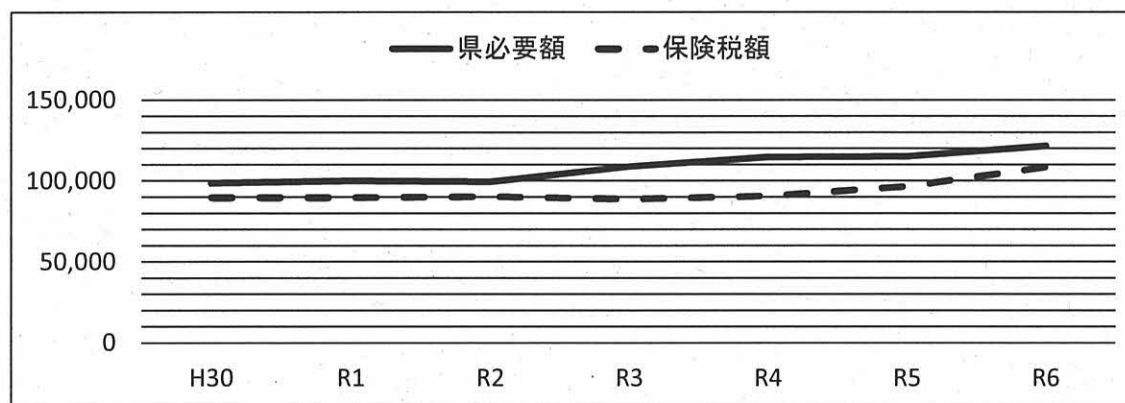


#### (4) 1人当たり保険税額

国民健康保険事業費納付金の本算定で埼玉県が示す必要な保険税額と、実際の保険税額に乖離が生じています。

(円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
県必要額	99,825	99,220	108,867	114,536	114,978	121,516
保険税額	89,588	90,262	88,777	90,572	96,626	108,482
差額	▲10,237	▲8,958	▲20,090	▲23,964	▲18,352	▲13,034



## (5) 国民健康保険給付費等支払基金の推移

これまで、基金を取り崩して収支不足を補ってきましたが、令和5年度末の基金残高を考えると令和6年度以降は基金に積立てるのは難しい状況です。

(円)

	R2	R3	R4	R5	R6
当初基金残高	850,453,311	863,325,312	435,013,877	213,006,111	1,648
積立	155,895,001	161,863,565	120,961,234	16,537	69,078,000
取崩し	143,023,000	590,175,000	342,969,000	213,021,000	4,036,000
年度末基金残高	863,325,312	435,013,877	213,006,111	1,648	65,043,648

※R2～R5までは、決算によるもので、R6は11月補正後の見込み額



## 4 令和7年度国民健康保険事業費納付金(仮算定)について

- ・納付金額 3,760,005,658円
- ・必要な保険税額 3,445,130,307円

税率	医療分		支援分		介護分		合計	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
現行	7.77	35,200	2.87	14,700	2.76	14,100	13.40	64,000
市標準	7.40	45,127	2.65	15,949	2.31	16,612	12.36	77,688
県標準	7.41	45,191	2.67	16,063	2.37	17,076	12.45	78,330

※市標準：県が定める算定方式に基づく久喜市の標準保険税率（応能割 53：応益割 47）

県標準：全国統一の算定方式に基づく埼玉県標準保険税率（応能割 53：応益割 47）

応能割とは、各人の負担能力に応じて賦課するもので所得割をいいます。

応益割とは、世帯や被保険者の人数に対して賦課するもので均等割をいいます。

## 5 令和7年度国民健康保険税率について

久喜市の国民健康保険は、前期高齢者の加入割合及び被保険者1人あたり医療費が県内でも高い水準にあります。また、決算における単年度収支は、継続的に赤字となっているなど、厳しい財政状況にあります。

この度、埼玉県から令和9年度の保険税水準の準統一に向けて、埼玉県が示す推計例に基づき、令和9年度の標準保険税率の推計をしたところ、令和9年度までに毎年税率を上げていく方針が決まったところです。

このような状況から、令和7年度以降の保険税率等について、改正内容を検討し、実施する必要があると考えます。

また、保険税を確保するには収納対策が重要であることから埼玉県の示す口座振替原則化の検討をはじめ、更なる滞納処分の徹底を行ってまいります。

## 6 協議事項

### (1) 税率改正の基本的な考え方

#### ① 税率改正時期

税率改正時期は令和7年4月1日とする。

#### ② 応能・応益割合

現行(令和6年度)税率の応能・応益割合は56:44

令和7年度、久喜市の税率に係る応能・応益割合は 55:45

令和9年度の埼玉県の保険税準統一に向けて、今後県の水準(応能・応益割合53:47)に近づける。

#### ③ 法定外繰入

埼玉県国民健康保険運営方針において、令和9年度に保険税水準の準統一を実現するため、「決算補填等以外の目的の法定外一般会計繰入金」を含めた法定外一般会計繰入金等全体を解消することが示されている。

## (2) 県内保険税水準の統一に向けた今後の保険税率の推計

	R6(現行税率)		R7		R8		R9推計 (準統一)	
応能・応益	56:44		55:45		54:46		53:47	
区分	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
医療分	7.77	35,200	7.81	39,000	7.85	43,000	7.91	47,363
支援分	2.87	14,700	3.09	16,600	3.31	18,000	3.53	20,983
介護分	2.76	14,100	2.87	16,200	2.98	18,200	3.10	20,662
子育て支援分	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	13.40	64,000	13.77	71,800	14.14	79,200	14.54	89,008
前年比較	1.89	4,900	0.37	7,800	0.37	7,400	0.40	9,808

※ 令和9年度推計値の標準保険税率は、埼玉県の推計例に基づき算出したもので、変動する場合があります。

### (3) 税率改正案

		改正案	現行	差分	標準税率※1
医療給付費分	所得割率	7.81%	7.77%	+0.04%	7.40%
	均等割額	39,000円	35,200円	+3,800円	45,127円
	賦課限度額	650,000円	650,000円	±0円	650,000円
後期高齢者支援金等分	所得割率	3.09%	2.87%	+0.22%	2.65%
	均等割額	16,600円	14,700円	+1,900円	15,949円
	賦課限度額	240,000円	220,000円	+20,000円	240,000円
介護納付金分	所得割率	2.87%	2.76%	+0.11%	2.31%
	均等割額	16,200円	14,100円	+2,100円	16,612円
	賦課限度額	170,000円	170,000円	±0円	170,000円
合 計	所得割率	13.77%	13.40%	+0.37%	12.36%
	均等割額	71,800円	64,000円	+7,800円	77,688円
	賦課限度額	1,060,000円	1,040,000円	+20,000円	—

※1 令和7年度国民健康保険事業納付金仮算定で示された久喜市の市町村標準税率

※2 賦課限度額は地方税法の規定によるものとする

## (4) 必要な保険税額に対する保険税収納額の不足イメージ

《R5本算定》	《R5本算定》	《R5決算》	《R6本算定》	《R6本算定》	《R6予算ベース》	《R7仮算定》	《R7仮算定》	《改正案》
納付金 39.2億円	必要な保険税額 35.5億円	保険税収納額 <b>31.8億円</b> (内訳) 一般被保険者現年分 27.5億円 + 保険税軽減分 4.2億円 + 未就学児軽減分 0.1億円 不足分 3.7億円	納付金 38.1億円	必要な保険税額 35.5億円 (一般会計返納分 1.0億円)	保険税収納額 35.5億円(内訳) 一般被保険者現年分 31.1億円 + 保険税軽減分 4.3億円 + 未就学児軽減分 0.1億円	納付金 37.6億円	必要な保険税額 34.5億円	保険税収納額 34.5億円(内訳) 一般被保険者現年分 29.9億円 + 保険税軽減分 4.5億円 + 未就学児軽減分 0.1億円

※1 令和7年度納付金(仮算定)で試算

## (5) 税額の試算(モデルケース)

世帯種別	収入内容	収入金額	現行税率	改正案	差引額	
① 1人世帯 (65歳の方) ※2割軽減	年金収入	200万円	89,800円	95,700円	5,900円	
					1か月あたり (+492円/人)	
② 2人世帯 (65歳夫婦) ※5割軽減	年金収入(夫)	200万円	99,800円	106,800円	7,000円	
	年金収入(妻)	100万円				1か月あたり (+292円/人)
③ 4人世帯 (45歳夫婦)	給与(夫)	430万円	572,000円	608,600円	36,600円	
	給与(妻)	98万円				1か月あたり (+763円/人)
	子	0円				
	子	0円				

## (6) 改正案における保険税の減額

### ・低所得世帯に対する軽減措置

		医療給付費分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分	合計
被保険者均等割 (軽減前)		39,000円	16,600円	16,200円	71,800円
7割軽減	軽減額	27,300円	11,620円	11,340円	50,260円
	軽減後の額	11,700円	4,980円	4,860円	21,540円
5割軽減	軽減額	19,500円	8,300円	8,100円	35,900円
	軽減後の額	19,500円	8,300円	8,100円	35,900円
2割軽減	軽減額	7,800円	3,320円	3,240円	14,360円
	軽減後の額	31,200円	13,280円	12,960円	57,440円

### ・未就学児に対する軽減措置

均等割額の5割を軽減します。低所得世帯に対する軽減措置が適用されている場合は、当該軽減措置後の額から更に5割の減額になります。